

十和田市屋内グラウンド等

指 定 管 理 業 務 基 準 書

令 和 7 年 7 月

十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課

目 次

施設の概要

1 名称及び所在地	1
2 施設の設置目的	1
3 施設の規模等	1
4 施設利用者数の状況等	1

管理の基本的な条件

1 管理の基本方針	2
2 指定の期間	2
3 管理の基準	2
4 指定管理者が行う業務の範囲	5
5 指定管理料	6
6 指定管理者と市の責任分担	7
7 保険の加入	8
8 災害発生時における対応	8
9 施設管理における安全対策等	8
10 有料広告事業の実施	9
11 自動販売機の設置	9

指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定	10
2 協定の締結	10
3 指定の取消し等に違約金等	10

モニタリング	11
--------	----

(別 紙)

1 十和田市屋内グラウンド年間使用実績	12
2 管理運営業務一覧表	13
3 管理委託業務一覧表	14
4 備品一覧表	15
5 責任分担表	17

施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	位 置
十和田市屋内グラウンド	十和田市西二十二番町 24 番 20 号
十和田市若葉球技場	十和田市西二十二番町 387 番 19 他

2 施設の設置目的

市民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図ること並びに体力づくり及び健康増進を図ることを目的として設置したものである。

3 施設の規模等

十和田市屋内グラウンド

- (1) 敷地面積：約6,600㎡
- (2) 延床面積：2,858㎡
- (3) 構造：鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上1階建
- (4) 施設の主な内容

- ①人工芝グラウンド（27m×34m）×2面：1,836㎡ 人工芝
- ②会議室 最大収容人数24人（35㎡）
- ③管理室
- ④駐車場：153台

十和田市若葉球技場

- (1) 敷地面積：約17,500㎡
- (2) 施設概要：球技場（ロングパイル人工芝）
- (3) 施設の主な内容
 - ①球技場（1面）：140m×80m（a=約11,500㎡）
 - ②芝生スタンド：約1,300人収容
 - ③ナイター照明灯：6基 1000W×8灯
 - ④駐車場：2ヶ所（南側23台 北側12台）
 - ⑤屋外トイレ：1棟

4 施設利用者数の状況等

資料1「十和田市屋内グラウンド等使用実績」

管理の基本的な条件

1 管理の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を遵守して施設の管理を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 市民が快適に施設を利用できるよう、施設の備品、物品等の維持管理を適正に行うこと。
- (4) 利用者の意見、要望等を適切に施設の管理に反映し、サービスの向上に努めること。
- (5) 常に効果的かつ効率的な管理に努め、経費の節減を図ること。

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 指定後であっても、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。
- (3) 指定期間途中で、管理施設が譲与又は廃止等となった場合、指定を取消しする。

3 管理の基準

(1) 開館時間等

施 設 名	開 設 期 間	開設等の時間
十和田市屋内グラウンド	通 年	午前 9 時～午後 9 時 （ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は午前 9 時から午後 5 時まで）
十和田市若葉球技場	4 月 1 日 ～ 11 月 30 日	

※ 指定管理者は、サービスの向上、利用者の利便性の向上に資すると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を延長することができる。

(2) 休館日等

施 設 名	休館日
十和田市屋内グラウンド	ア 毎月第1月曜日（ただし、その日が休日に当たる場合を除く。） イ 12月28日から翌年の1月4日までの日
十和田市若葉球技場	開設期間中は無休とする。 ただし、球技場の状況により、臨時に休業することができる。

※ 指定管理者は、サービスの向上、利用者の利便性の向上に資すると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を開館日とすることができる。

(3) 利用料金

施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制により、指定管理者の収入として収受させる。

利用料金の額は、十和田市体育施設等条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

令和4年度決算額：	2, 317千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）
令和5年度決算額：	2, 413千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）
令和6年度決算額：	2, 368千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）

※ 利用料金収入の決算額が、上記実績額から想定される見込み額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めない。同様に、利用料金収入の決算額が見込み額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補填は行わない。ただし、災害その他不可抗力に起因する場合は、両者協議を行うものとする。

(4) 施設の使用の許可及び条件

使用の許可及び使用の許可に当たって条件を付する場合には、十和田市体育施設等条例第3条の規定に従って行うこと。

(5) 施設の使用制限

使用の許可の制限は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(6) 施設の使用の条件の変更

使用の条件を変更し、又は使用の許可を停止し、若しくは取り消す場合は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(7) 入場の拒否等

市民の施設の利用を拒否する場合は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(8) 管理業務に従事する者の配置基準

施設名	人員配置及び配置基準
十和田市屋内グラウンド 十和田市若葉球技場	・管理責任者 1人 ・窓口受付 1人 ・営繕 1人 窓口受付については、責任者又は営繕従事者が従事することができる。 十和田市若葉球技場の閉鎖期間中においても利用に関する問い合わせ、受付、調整業務及び市、関係機関との連絡調整業務を行うこと。 管理責任者が不在の場合は代行者を配置すること。 ※指定管理運営業務を実施するに当たっての注意事項 ① 十和田市屋内グラウンドを円滑に管理運営するために、窓口受付（清掃等業務を含む。）を使用時間中、常時1人以上配置すること。 ② 防火管理者の資格を有する者を1名以上置くこと（兼務可、再委託は不可） ③ 職員の勤務形態は、館内外清掃等の環境整備業務や十和田市屋内グラウンドの管理運営に支障を来さないよう、通常、半日程度は窓口受付2人の勤務体制とするように努めること。

(9) 守秘義務について

指定管理者は、当該施設の管理の業務上知り得た秘密の漏えい防止のために必要な措置を講じること。

指定管理者の役員及び職員は、当該施設の管理の業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。その職を退いた後も同様であること。

(10) 個人情報保護について

管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、情報漏えいの防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、適正管理のための内部規定やチェック体制を構築するなど、必要な措置を講じること。

(11) 情報公開について

指定管理者は、十和田市情報公開条例の趣旨に則り、管理を行う十和田市屋内グラウンド等に関する情報の開示及び情報の提供のために必要な措置を講じよう努めること。

(12) 文書等の管理

指定管理者が管理業務の実施に際して作成した文書その他帳簿書類は、指定期間中、適切に保管、整理及び管理すること。

(13) 遵守すべき関係法令等

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- エ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）
- オ 十和田市体育施設等条例（平成 17 年十和田市条例第 110 号）
- カ 十和田市体育施設等条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 84 号）
- キ 十和田市都市公園条例（平成 17 年十和田市条例第 195 号）
- ク 十和田市都市公園条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 151 号）
- ケ 十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年十和田市条例第 288 号）
- コ 十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 212 号）
- サ 十和田市情報公開条例（平成 17 年十和田市条例第 11 号）

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 十和田市屋内グラウンド等の使用の許可に関する業務
施設利用者に対する利用の受付、許可、不許可及び調整に関すること。
業務の実施方法の詳細は別紙 2「十和田市屋内グラウンド等管理運営業務一覧表」のとおり。
- イ 施設の利用に係る利用料金等の徴収に関する業務
 - ①利用料の算定、収受、減免及び還付に関わる事務
 - ②適格請求書等保存方式（インボイス制度）における対応指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存することとする。
- ウ 十和田市屋内グラウンド等の維持管理に関する業務
指定管理者は施設、設備等を良好な状態で維持し、事故を未然に防止するための日常点検、法定点検、定期点検等を行うこと。
業務の詳細は、別紙 3「十和田市屋内グラウンド等管理委託業務一覧表」のとおり。
なお、業務の一部については、再委託可能である。
- エ その他の業務
 - ①事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、次年度の事業計画書及び収支予算書について、事前に市と調整を図ったうえで作成し、提出すること。

②事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業報告書を翌年度の4月末までに提出すること。

③指定期間終了後にあたっての事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間終了後にあって、次期指定管理者が円滑に十和田市屋内グラウンド等の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。また、使用の許可等に関する文書等についても、引継ぎを行うこと。

④備品の管理

別紙4「備品一覧表」に掲げる備品を適正に管理すること。

5 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額

ア 当施設の指定管理料は、下記の額を上限とする。したがって、事業計画・収支予算の立案は、下記の額の範囲内で行うこと。

最終的な指定管理料の額は、市と指定管理者が協議のうえ、年度ごとに協定で定める。

指定管理期間	年度別基準額
令和8年度	14,188千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	15,301千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和10年度	15,420千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和11年度	16,076千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和12年度	15,661千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 指定管理料（人件費分）の積算について

指定管理料のうち、人件費分については、従来からの基礎的な人件費分に加えて、市の会計年度任用職員制度に準拠した経験加算（定期昇給）、期末手当、勤勉手当及び退職

手当掛金（事業主負担分）を上乗せした額として積算している。

過去の職務経験により給料の加算を行う経験加算（定期昇給）の実施に伴い、指定管理料（人件費分）は、その指定管理期間内においては、基本的に年度を追うごとに変動（増額）する※。

※ 人件費分は、経験加算（定期昇給）の実施においては基本的に増額となるが、青森県人事委員会の勧告に基づくベースアップ・ベースダウンの反映、指定管理者制度の改正等によっても、経験加算（定期昇給）分とは別に、毎年度、変動（増額又は減額）する場合がある。

ウ 利用料金等の収入実績の減少、管理経費の増加

利用料金等の収入実績の減少、管理経費の増加など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として指定管理料の補填はしない。

エ 間接経費の積算について

指定管理料のうち、間接経費については、施設運営に係る直接的な経費（人件費、施設管理費等）以外の経費で、指定管理者の組織機能の維持に係る間接的な経費（労務管理費等）として、人件費の3%を積算している。

オ 光熱費及び燃料費の積算について

当該施設に係る光熱費及び燃料費は、市が負担することとし、指定管理料の積算には含めていない。

(2) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う予定である。なお、支払の方法、回数等については市と指定管理者との協議で定める。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分し、それぞれ独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理すること。

6 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担は、概ね別紙5「責任分担表」のとおりとする。

詳細については、協定の締結の際に定める。

7 保険の加入

(1) 火災保険：市は、当該施設について建物総合損害保険に加入し保険料を支払うものとする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとする。

(2) 賠償責任保険：指定管理者は、指定管理業務の実施において賠償責任が生じたこととなった場合は、本市が加入している下記の「全国市長会市民総合賠償補償保険」の賠償責任保険被保険者とみなされるため、新たに保険加入する必要はない。

ただし、指定管理者による自主事業等により必要がある場合は、傷害保険や賠償責任保険に加入するものとし、その保険料は、指定管理者の負担とする。

種 類	保 険 金 額		
賠償責任保険	身体賠償	1 人につき	2 億円
		1 事故につき	20 億円
	財物賠償	1 事故につき	2,000 万円

8 災害発生時における対応

(1) 十和田市地域防災計画に基づき避難所に指定していることから、市が避難所の開設（準備を含む。）を決定した場合は施設の開錠を行うとともに、避難所の開設及び運営にあたっては、市と指定管理者が相互に協力して適切に緊急対応に対処するものとする。また、平時から指定避難場所備蓄物資について適正に管理すること。

(2) 災害等の緊急事態への対応より生じた経費については、市と指定管理者が協議して負担等の対応を取り決めるものとする。

9 施設管理における安全対策等

指定期間中は、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに被害者の救済並びに危険回避等の必要な措置が講じられる、次の事項を行うものとする。

- ① 施設安全チェックの実施
- ② 緊急事態の対応マニュアルの作成
- ③ 緊急事態を想定した訓練、学習会等の実施
- ④ 市が必要と認める指示事項の対応

10 有料広告事業の実施

有料広告事業については市が実施することとし、これに伴う収入は市の収入とする。指定管理者は市の許可なく有料広告事業（有料広告の設置等）を実施しないこととする。

11 自動販売機の設置

- (1) 自動販売機の設置を行う場合は市が行うこととし、指定管理者は市の許可なく自動販売機を設置し、又は設置させないこととする。また、設置に伴う収入は市の収入とする。
- (2) 市が自動販売機の設置を行った場合は、指定管理者は市が指定する期日に自動販売機の電気使用量を検針し、市に報告するものとする。

指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後に、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記(1)及び(2)に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1) 基本協定

指定期間全体（５年間）を通じて適用する事項について、「基本協定」を締結する。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 管理業務の基本的項目
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消しに関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度協定

年度ごと（４月１日から翌年の３月３１日まで）に取り決めるべき事項については、毎年度「年度協定」を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他

3 指定の取消し等に伴う違約金等

- (1) 市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消しをした場合は、違約金として、当該取消しの効力が発生する日が属する年度の指定管理業務に係る支出予定額の１０％に相当する額を当該指定管理者に請求するものとする。

- (2) 指定管理者は、請求を受けた日から３０日以内に前項の違約金を市に支払わなければならない

ない。

- (3) 市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消しをし、又は業務の一部若しくは全部の停止を命じた場合は、取消しの効力が発生する日又は業務の一部若しくは全部を停止した日が属する年度の翌年度から5年間、当該指定管理者について、指定管理者としての応募資格（当該取消し等に係る施設以外の施設を含む。）を認めない。

モニタリング

指定管理業務の適正な履行とサービスの質の確保のため、市と指定管理者両者によるモニタリングを行う。モニタリングの方法等については、指定管理者制度の運用方針によるものとする。

モニタリングを実施した結果、管理が良好でないと認められるときは、市は改善措置を講ずる等の指導を行うものとする。なお、状況が改善しない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

モニタリングの結果は、市のホームページ及び施設への掲示等により公表する。

■屋内グラウンド

利用者数、料金収入実績（単位：人、円）

（会議使用を含む）

月別	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	団体利用		個人利用	団体利用		個人利用	団体利用		個人利用
	人数	使用料収入	使用料	人数	使用料収入	使用料	人数	使用料収入	使用料
4月	1,577	52,000	18,500	908	28,750	21,800	806	83,000	54,600
5月	969	47,000	22,450	701	68,450	59,900	802	45,850	21,200
6月	1,104	60,000	12,600	1,269	77,500	31,000	1,426	81,100	19,600
7月	766	75,200	25,650	744	56,500	38,600	1,767	60,400	16,650
8月	577	54,250	46,900	570	8,750	6,850	446	26,000	11,550
9月	1,325	64,500	23,250	1,483	55,750	30,250	1,862	93,750	30,950
10月	865	45,400	25,600	1,021	101,000	65,700	1,422	61,450	20,300
11月	1,464	50,700	31,000	1,236	50,500	47,200	2,103	79,200	20,850
12月	2,972	66,750	34,500	3,590	62,000	46,300	3,793	103,200	33,200
1月	3,238	71,850	54,850	3,719	56,500	40,750	3,544	58,750	30,900
2月	3,286	81,250	49,800	3,558	69,200	61,500	4,158	88,300	36,200
3月	3,258	132,450	76,750	3,982	86,150	52,450	3,811	118,350	40,450
合計	21,401	801,350	421,850	22,781	721,050	502,300	25,940	899,350	336,450

■若葉球技場

利用者数、料金収入状況（単位：人、円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
4月	4,457	65,710	4,365	60,780	4,284	51,520
5月	6,685	107,660	6,251	87,480	5,956	105,740
6月	6,574	42,530	5,370	111,260	5,230	65,210
7月	5,439	183,030	5,466	57,980	5,476	133,870
8月	4,623	79,280	4,174	105,620	3,808	65,650
9月	5,295	88,430	5,401	54,230	5,542	171,950
10月	6,167	105,900	6,476	116,790	6,502	171,940
11月	4,550	105,220	4,202	145,330	3,922	160,460
12月	1,508	267,730	1,618	308,950	1,020	150,150
1月	—	0	—	32,200	—	0
2月	—	2,520	—	4,200	—	0
3月	—	46,410	—	105,530	—	55,760
合計	45,298	1,094,420	43,323	1,190,350	41,740	1,132,250

※ナイター照明使用料含む。1～3月は期間外貸出で人数集計なし

十和田市屋内グラウンド等管理運営業務一覧表

No.	業 務 名	項 目	業務内容・仕様書	条件・頻度等	備 考
1	使用許可に関する業務	申請受付	- 施設利用に関する利用者への説明 - 予約状況管理 - 施設利用の予約受付 - 申請書及び受付台帳の整備に関すること - 施設使用減免申請の受付	随時	
		使用許可受付	- 施設及び施設備品使用の受付・許可 - 使用許可申請書の受理 - 使用許可、不許可の決定 - 減免額の決定	随時	
		料金等徴収業務	- 料金納付書の発行 - 料金等の受領、領収書の発行 - 徴収簿等の作成保管、市への報告	随時	
		利用施設の解錠、施錠及び安全管理に関する業務	- 使用を許可した施設等の解錠 - 利用後状況の確認 - 使用を許可した施設等の施錠	随時	若葉球技場
2	施設の解錠、施錠及び安全管理に関する指導業務	施設の案内	施設見学者の案内	随時	
		施設利用指導	利用指導及び安全管理	随時	
		施設備品	机、いす、用具等の使用貸出	随時	屋内グラウンド
3	施設備品の使用貸出業務		- 施設の管理及び周辺の環境整備 - 施設備品の維持管理及び修繕 - その他施設を適正に管理するために必要な事項	随時	
		施設及び施設備品の適正管理業務			
4		施設の点検、巡回に関する業務	屋内外の施設日常点検、清掃、巡回（消耗品補充、ごみ回収含む）	随時	屋内グラウンド
				随時 (週4回以上)	若葉球技場

十和田市屋内グラウンド等管理委託業務一覧表

No.	業 務 名	項 目	業務内容・仕様書	条件・頻度等	備 考
1	自家用電気工作物保守点検業務	・屋内グラウンド	・需要設備：容量 125KVA 電圧 6,600V	月次点検 年5回 年次点検 年1回 臨時点検 都度	
		・若葉球技場	・需要設備：容量 75KVA 電圧 6,600V	年5回	4月から12月
2	機械警備業務	・屋内グラウンド	異常の有無の監視及び警備上の安全措置	通年	
3	自動ドア保守点検業務	・屋内グラウンド	正面外・内 側面	年2回	
4	消防用設備等保守点検業務	・屋内グラウンド	消防法第17条3の3の規定による消防設備等保守点検	年2回	総合点検 機器点検
5	防火対象物定期点検業務	・屋内グラウンド	消防法第8条2の2の規定による防火対象物定期点検	年1回	
6	非常用発電機負荷点検業務	・屋内グラウンド	消防法第17条3の3の規定による消防用設備点検	年1回	
7	建築設備定期点検業務	・屋内グラウンド	建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による建築設備の定期点検	年1回	
8	防火設備定期点検業務	・屋内グラウンド	建築基準法第12条第3項の規定による防火設備の定期点検	年1回	
9	夜間照明操作業務委託	・若葉球技場ナイター照明操作	・若葉球技場のナイター照明点灯、消灯 ・作業日報の提出	夜間利用ある場合	
10	特定建築物定期調査業務	・屋内グラウンド	建築基準法第12条第1項の規定による建築設備の定期調査	3年に1回	令和8年 以降3年ごと

屋内グラウンド備品

別紙4

No.	品 名 (品名番号)	型 式 規格品質	数量	保管場所
1	カラーレーザープリンター複合機	Satera MF745Cdw キヤノン	1台	屋内グラウンド 事務室
2	デジタルコードレス電話機	JD-G32CL シャープ	1台	屋内グラウンド 事務室
3	ノートパソコン・光学式マウス共	A6BSEPN4B921 東芝	1式	屋内グラウンド 事務室
4	すのこ 抗菌フラミンゴ300*300 すのこ 専用角フチ 75*75 すのこ 専用中フチ 75*30	MR-085-076-3 他 テラモト	46 パック ほか	屋内グラウンド 男子更衣室
5	すのこ 抗菌フラミンゴ300*300 すのこ 専用角フチ 75*75 すのこ 専用中フチ 75*300	MR-085-076-3 他 テラモト	44 パック ほか	屋内グラウンド 女子更衣室
6	すのこ 抗菌フラミンゴ300*300 すのこ 専用角フチ 75*75 すのこ 専用中フチ 75*300	MR-085-076-3 他 テラモト	18 パック ほか	屋内グラウンド シャワー室
7	マット(ブラシ)ナイロンブラッシュ H-25 II 1350*2250	MR-097-290-0 テラモト	1枚	ポーチ
8	郵便ポスト(チタングレー)	FH-50D (TGY)	1台	風除室
9	マット(除塵)ハイペアロン 1800*2250	MR-038-080-5	1枚	風除室
10	マット(吸水)エコレイン 1800*2250	MR-026-180-5	1枚	ホール 入口
11	マット(除塵)ハイペアロン 1050*1950	MR-038-080-5	1枚	グラウンド 入口
12	トスゲージ	RT-B055024	2台	倉庫
13	ミニソフトラバーポイント	G-1067 トーエイライト	1組	屋内グラウンド
14	フレキシブル ハードル	G-1610	2組	屋内グラウンド
15	スピードラダー	G-1372	2台	屋内グラウンド
16	得点板	EKU514 エバニュー	1台	屋内グラウンド
17	ラダーゲッターフルセット	49-600 日レク	1セット	屋内グラウンド
18	ソフトバー輪投げ	U-7013 トーエイライト	1セット	屋内グラウンド
19	ターゲットボード9	B-2348	1台	屋内グラウンド
20	ディスコンセット	36-400 日レク	1組	屋内グラウンド
21	ティーボールセット	JTA-KTS-YS ナガセケンコー	1組	屋内グラウンド
22	スラックライン クラシック	36-913 ギボン 日レク	1組	屋内グラウンド

若葉球技場備品

NO.	名 称	メーカー	型式（規格品質）	数量	単位	備 考
1	サッカーゴール	株式会社ルイ高	一般用 アルミ製 埋込式 後部アーム仕様ターフトレイ対応 R T - F 0 1 1 9 0 7	1	対	
2	ゴールネット サッカー一般用	株式会社ルイ高	一般用 ポリエステル製(白色) 六角目（亀甲型） R T - N 1 6 0 5 0 2	1	対	
3	ネットウェイト	株式会社ルイ高	ウレタン製 10本/組 R T - F 0 1 0 9 9 0	1	組	一対分
4	ジュニア用サッカーゴール	株式会社ルイ高	少年用移動式 アルミ合金製 後部フレームなし R T - F 0 1 1 9 1 1	2	対	2対
5	ゴールネット サッカー少年用	株式会社ルイ高	少年用 ポリエステル製(白色) 六角目（亀甲型） R T - N 1 6 0 6 1 2	2	対	2対
6	コーナースタック	株式会社ルイ高	発光ポリウレタン製ポール ナイロン製旗、H=1,600、6本/組 R T - F 0 1 0 9 4 1	2	組	2組
7	コーナースタック金具	株式会社ルイ高	置型 鉄製/ゴム製、6個/組 R T - F 0 1 0 9 4 4	2	組	2組
8	防護マットコンクリート柱用	株式会社ルイ高	既設ナイター照明ポール用 ポリエチレンフォームH2000×W1070 R T - R 0 3 0 9 1 6	6	本	6本分
9	ラグビーゴール本体	株式会社ルイ高	H=7.0m アルミ合金製 ターフトレイ対応 R T - R 0 3 0 9 2 2	1	対	1対
10	デジタルスコアボード (サッカー用)	株式会社ルイ高	R T - S 1 8 0 9 0 2	1	基	サッカー用
11	アナログタイマー45分計 (簡易防水仕様)	株式会社ルイ高	R T - S 1 8 1 9 1 6	1	基	サッカー用
12	集会用テント(白)	エバニュー	E K A 8 1 4 (2間×3間)	2	張	
13	背負式ブロワ		P B 5 9 0	1	機	

若葉球技場プレハブ

NO.	名 称	会 社 名	摘 要	数量	単位	備 考
14	シャッタータイプ連続型	イナバ物置	床付タイプ FXN-70HYL 基本棟+追加棟	1	棟	
15	ヨドハウス蔵MD	ヨドコウ	合板床タイプ D Z B S - 6 5 2 9 H W 付属品・ドアセット1・トイセット1 掃き出し戸2・小窓2・コンセントパネル2	2	棟	
16	物置			1	棟	

責 任 分 担 表

項 目	負担者	
	指 定 管理者	市
施設管理や業務内容に対する市民及び利用者からの要望、苦情への対応	○	
利用者数の減少、競合施設の増加等の市場環境の変化	○	
管理上の瑕疵による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
施設の火災共済保険加入		○
法令改正により必要となった施設の改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協 議	
指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○
天災等の不可抗力による業務停止	協 議	
施設の構造体等の大規模改修 ※ 市が修繕計画を作成し、計画的に修繕を実施する。修繕に当たっては協議とするほか、必要に応じて責任分担を判別する基準額を設定すること。		○
施設管理の業務引継ぎのコストの負担	○	
第三者の行為等に係る施設、備品等の整備、修繕等		○
上記以外に係る施設、備品等の整備、修繕等	10 万円以下	10 万円を超えるもの